花園大学所蔵　俣賀家文書目録

	年　月　日	文　書　名
1	嘉禎２年（1236）12月15日	将軍藤原頼経家政所下文
2	嘉禎４年（1238）10月11日	六波羅施行状
3	永仁４年（1296）４月16日	六波羅施行状
4	徳治２年（1307）４月２日	六波羅下知状
5	嘉暦２年（1327）１月29日	内田致俊代良祐・尼光阿連署和与状
6	元弘３年（1333）４月13日	沙弥道性軍忠実検状
7	建武２年（1335）１月19日	沙弥道性軍忠実検状
8	建武３年（1336）５月８日	高師泰証判俣賀熊若丸代致氏着到状
9	建武３年（1336）６月　日	吉見頼隆証判俣賀熊若丸代致氏軍忠状
10	建武４年（1337）１月11日	石見国守護上野頼兼書下
11	建武４年（1337）９月25日	石見国守護上野頼兼書下
12	建武４年（1337）９月　日	石見国守護上野頼兼証判俣賀致義軍忠状
13	建武４年（1337）９月　日	石見国守護上野頼兼証判俣賀熊若丸代俣賀致氏軍忠状
14	暦応２年（1339）２月18日	石見国守護上野頼兼書下
15	暦応２年（1339）６月29日	石見国守護上野頼兼書下
16	暦応２年（1339）９月14日	石見国守護上野頼兼書下
17	応永28年（1421）12月20日	俣賀致貞譲状
18	応永29年（1422）１月11日	俣賀致家譲状
19	応永29年（1422）１月11日	俣賀致家譲状
20	嘉吉元年（1441）４月28日	石見国守護山名氏奉行人連署奉書
21	応仁２年（1468）11月８日	俣賀致堯譲状
22	（年未詳）　６月26日	益田藤兼書状

（31.3×48.3cm）

一　将軍藤原頼経家政所下文

将軍家政所下　　弥益丸

可レ令下早領中知石見国豊田郷内俣賀・横田

自二中道一下田畠在家地頭職上事

右人、任二父致茂今年六月　日譲状一、可二領知一之

状、所レ仰如レ件、以下、

嘉禎二年十二月十五日　案主左近将監（曹カ）菅野

令左衛門少尉藤原（花押）　知家事内舎人清原（花押）

別当修理権大夫兼相模守平朝臣（北条時房）（花押）

武蔵守平朝臣（北条泰時）（花押）

◆

これは、鎌倉幕府が将軍藤原頼経の名前で、俣賀弥益丸（いやますまる）に石見国豊田郷内俣賀・横田地頭職を、父致茂（むねもち）の譲状に任せて知行することを認めたものである。これを安堵（あんど）という。鎌倉時代の御家人は、所領などの譲与の場合にはかならず幕府の安堵を必要とした。

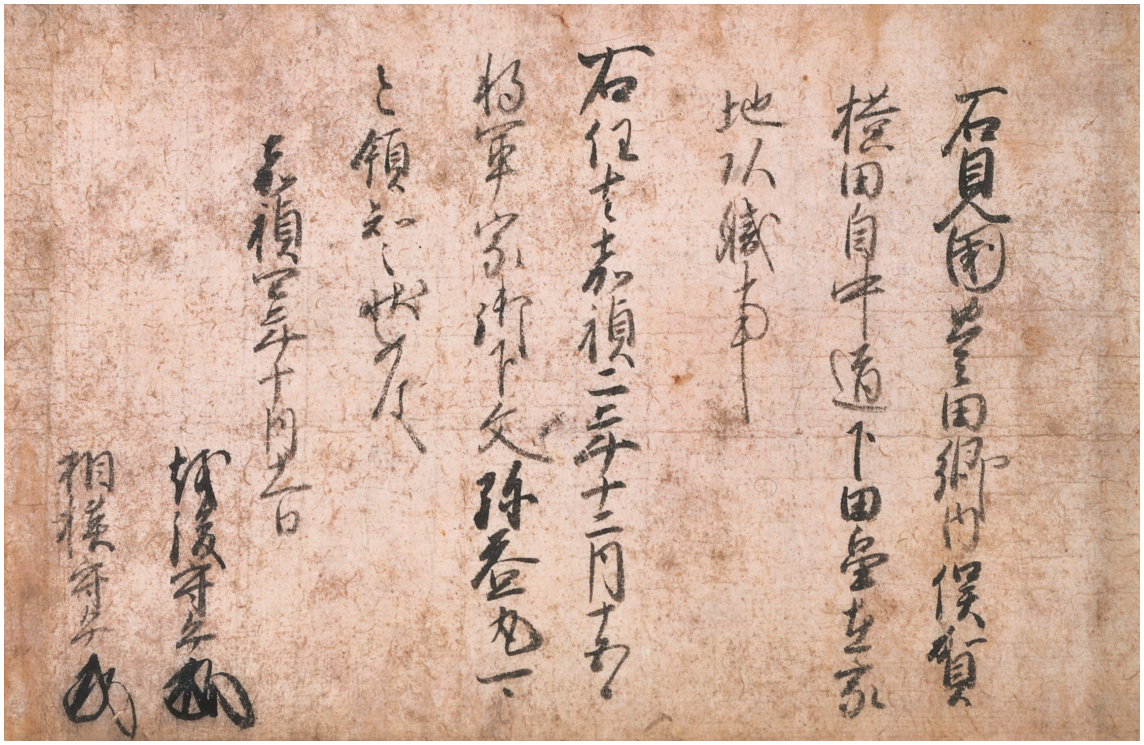

（30.1×46.0cm）

二　六波羅施行状

石見国豊田郷内俣賀・
横田自二中道一下田畠在家
地頭職事

右、任二去嘉禎二年十二月十五日
将軍家御下文一、弥益丸可レ
令二領知一之状如レ件、

嘉禎四年十月十一日

越後守平（花押）（北条時盛）
相模守平（花押）（北条重時）

一号文書で、鎌倉幕府は俣賀弥益丸に豊田郷内俣賀・横田地頭職を安堵したが、この一号文書を六波羅探題から弥益丸に伝達した文書である。施行（せぎょう）というのは上の命令を下に伝えることで、鎌倉幕府の命令は六波羅を通じて西国の御家人に伝えられた。

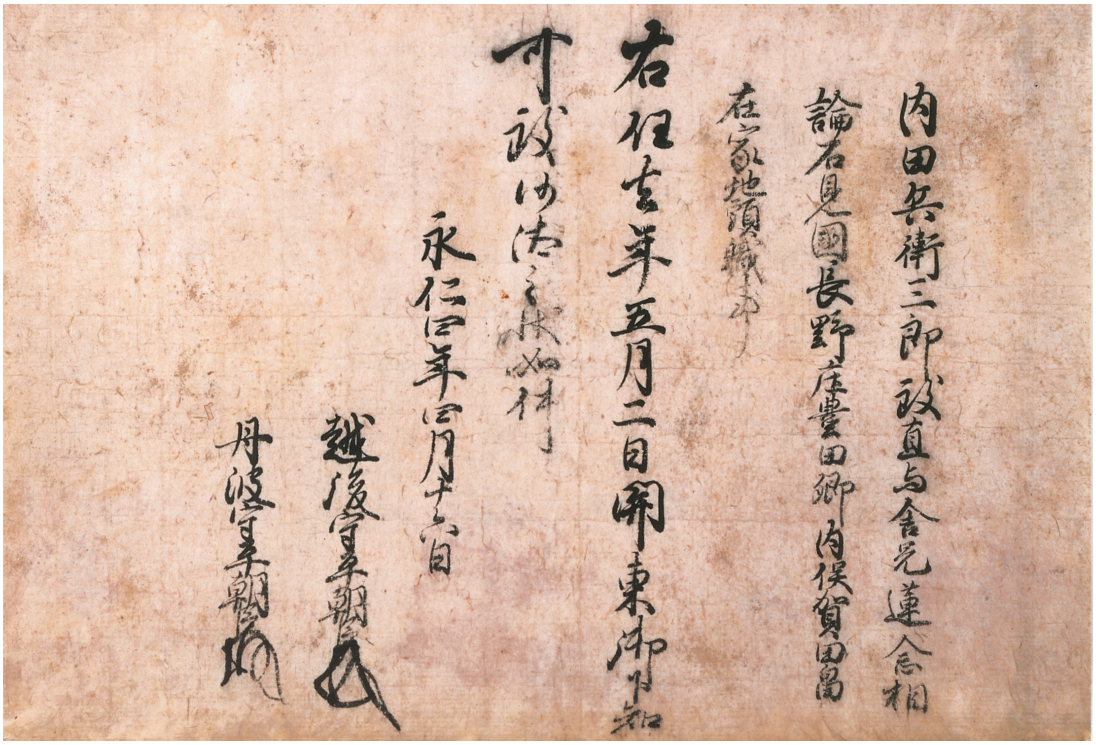

（31.8×46.3cm）

三　六波羅施行状

内田兵衛三郎致直与舎兄蓮念相
論石見国長野庄豊田郷内俣賀田畠
在家地頭職事
右、任去年五月二日関東御下知一、
可レ致二沙汰一之状如レ件、
永仁四年四月十六日
越後守平朝臣（北条久時）（花押）
丹波守平朝臣（北条盛房）（花押）

六波羅探題が、豊田郷内俣賀地頭職をめぐる内田致直（むねなお）とその兄蓮念との相論に関する鎌倉幕府の裁決を伝達した文書である。幕府の下知状（裁許状）は現存しないので、相論の内容をしることはできないが、俣賀家一族の中にあって、所領をめぐる紛争があったことをしる。

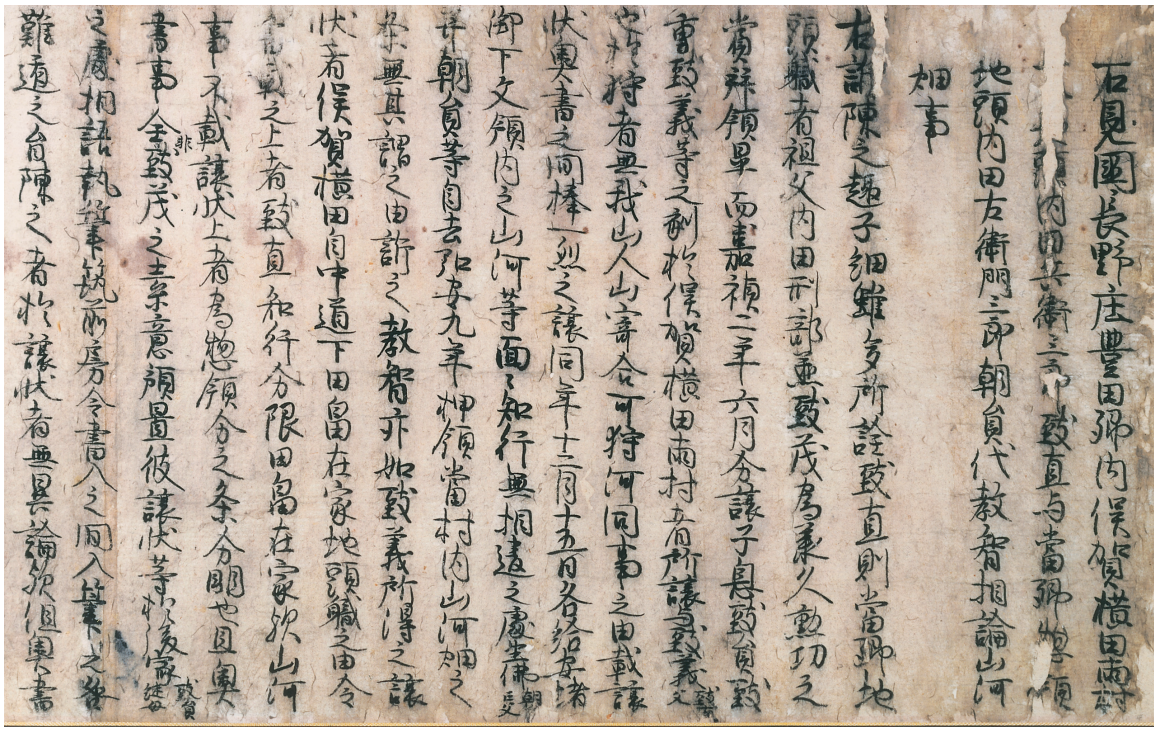

（32.0×97.2cm）

四　六波羅下知状

石見国長野庄豊田郷内俣賀・横田両村
□□（一分）地頭内田兵衛三郎致直与当郷惣領
地頭内田左衛門三郎朝員代教智相論山河
畑事

右、訴陳之趣子細雖レ多、所詮致直則当郷地
頭職者、祖父内田刑部丞致茂、為二承久勲功之
賞一拝領畢、而嘉禎二年六月分二譲子息致員・致
重・致義等一之刻、於二俣賀・横田両村一者、所レ譲二与致義（致直父）一
也、於レ狩者、無二我山人山一寄合可レ狩、河同事之由、載二譲
状奥書一之間、捧二一烈之譲一、同年十二月十五日、各給二安堵
御下文一、領内之山河等、面々知行無二相違一之処、生仏（朝員亡父）
并朝員等、自二去弘安九年一、押二領当村内山河畑一之
条、無二其謂一之由訴レ之、教智亦如二致義所得之譲
状一者、俣賀・横田自二中道一下田畠在家地頭職之由、令二
書載一之上者、致直知行分、限二田畠在家一歟、山河
事不レ載二譲状一上者、為二惣領分一之条分明也、且奥
書事、全非二致茂之素意一、預二置彼譲状等於後家（致員継母）一
之処、相二語執筆筑前房一、令二書入一之間、入筆之咎
難レ遁之旨陳レ之者、於二譲状一者無二異論一歟、但奥書
者、為二後家之計一令二入筆一之旨、教智雖レ申之、朝員
所帯之譲状等、同加二奥書一畢、仍入筆事無二指証

六波羅下知状

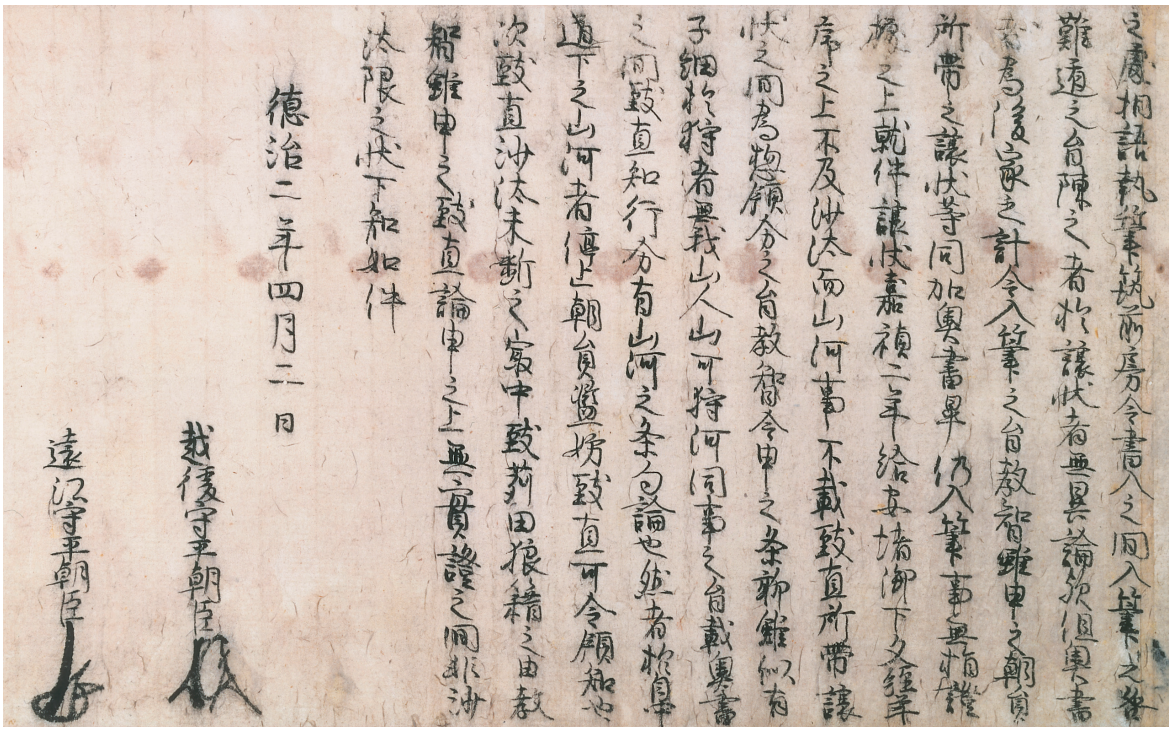

據二之上、就二件譲状一、嘉禎二年給二安堵御下文一、経二年
序一之上、不レ及二沙汰一、而山河事、不レ載二致直所帯譲
状一之間、為二惣領分一之旨、教智令レ申之条、聊雖レ似レ有二
子細一、於レ狩者、無二我山人山一可レ狩、河同事之旨、載二奥書一
之間、致直知行分有二山河一之条勿論也、然者於下自二中
道一下之山河上者、停二止朝員濫妨一、致直可レ令二領知一也、
次致直沙汰未断之最中、致二苅田狼籍一之由、教
智雖レ申レ之、致直論申之上、無二実証一之間、非二沙
汰限一之状、下知如レ件、

徳治二年四月二日

越後守平朝臣（金沢貞顕）（花押）
遠江守平朝臣（北条時範）（花押）

◆――◆

豊田郷内俣賀・横田両村一分地頭内田（俣賀）致直と豊田郷惣領地頭内田朝員の代官教智との山河畑をめぐる相論に対する六波羅探題の判決文である。一号文書によって致直の父致義（むねよし）（弥益丸）は、所領を譲られたが、同時にその他の兄弟にも分与された。しかし、山河畑については、その境界がはっきりしていなかったため六波羅が判決を下したのである。これによって庶子家俣賀氏の独立が大きく前進したことがわかる。

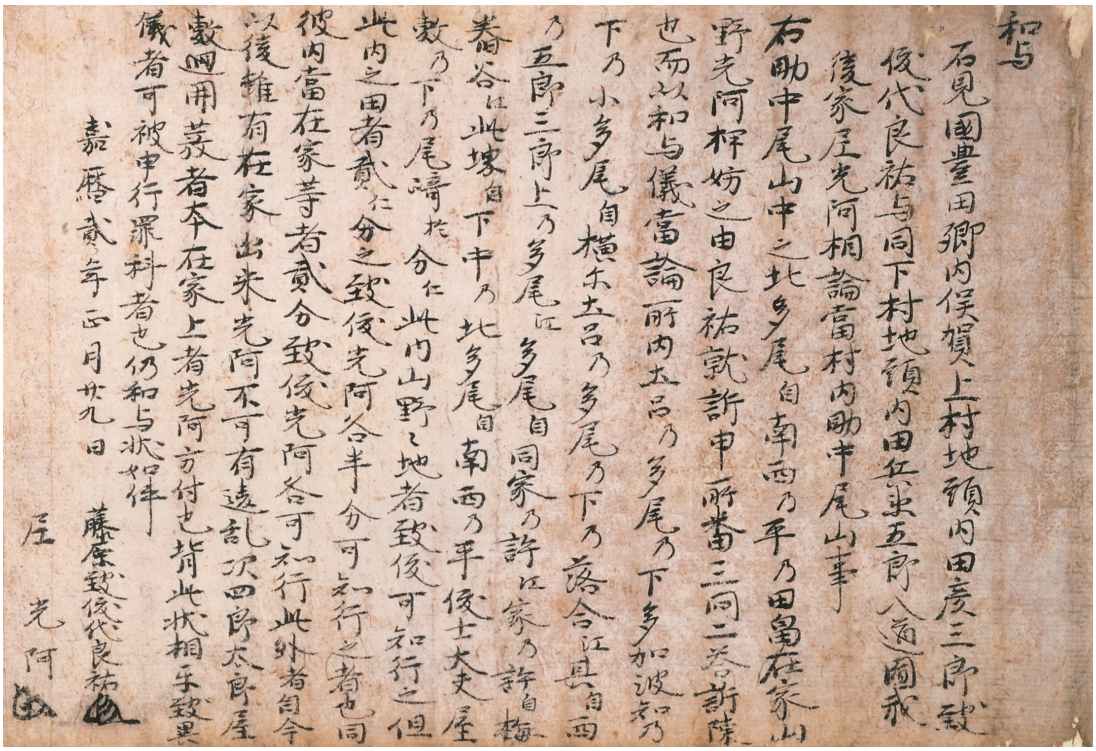

（32.1×46.6cm）

五　内田致俊代良祐・尼光阿連署和与状

和与

石見国豊田郷内俣賀上村地頭内田彦三郎致
俊代良祐与同下村地頭内田兵衛五郎入道円戒
後家尼光阿相論当村内助中尾山事

右、助中尾山中之北、多尾自南西乃平乃田畠在家山野、光阿押妨之由、良祐就二訴申一、所レ番二三問二答訴陳一也、而以二和与儀一、当論所内土呂乃多尾乃下、多加波知乃下乃小多尾自横尓、土呂乃多尾乃下乃落合江、其自西乃五郎三郎上乃、多尾江、多尾自同家乃許江家乃許自梅春谷江、此堺自下中乃北多尾自南西乃平俊士大夫屋敷乃下乃尾崎於分仁、此内山野々地者、致俊可二知行一之、但此内之田者、弐仁分レ之、致俊・光阿各半分可二知行一之者也、同彼内当在家等者弐分、致俊・光阿各可二知行一、此外者自今以後、雖レ有二在家出来一、光阿不レ可レ有二違乱一、次四郎太郎屋敷廻開発者、本在家上者、光阿方付也、背二此状一相互致二異儀一者、可レ被レ申二行罪科一者也、仍和与状如レ件、

嘉暦弐年正月廿九日　　藤原致俊代良祐（花押）
尼　　光阿（花押）

◆◆

豊田郷内俣賀上村地頭内田致俊（むねとし）の代官良祐と同下村地頭俣賀円戒後家尼光阿との同村内助中尾山の領有をめぐる相論について、両者が和解したときに作成した文書である。和与（わよ）とは和解あるいは示談のことである。その取り決めの内容が詳しく記載されている。

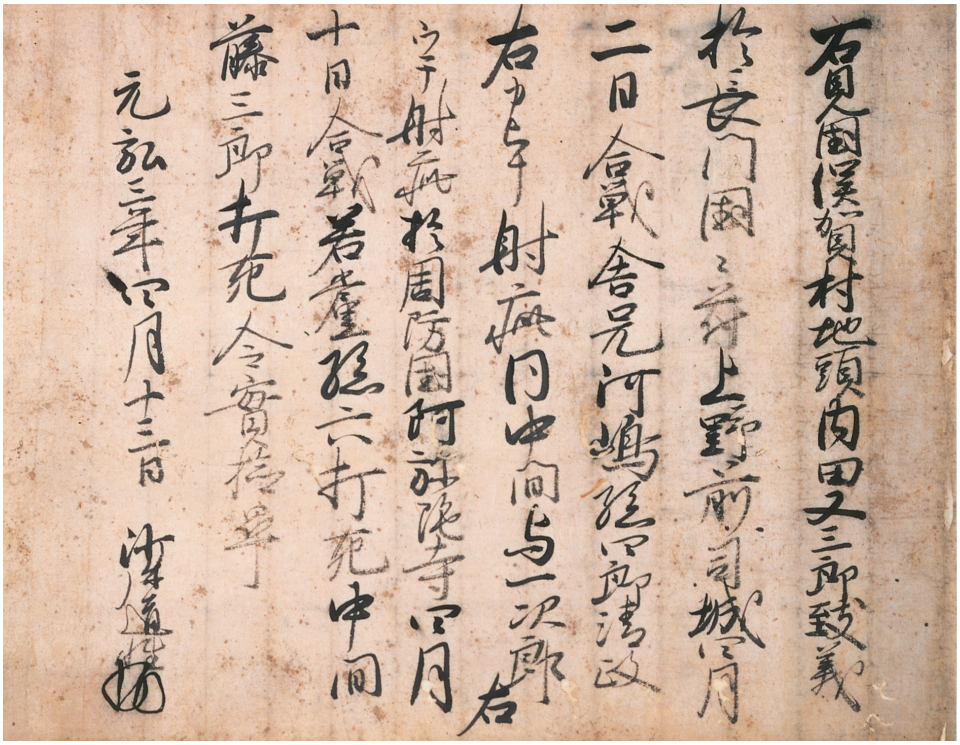

（28.2×35.8cm）

六　沙弥道性軍忠実検状

石見国俣賀村地頭内田又三郎致義、
於二長門国々府上野前司城四月
二日合戦一、舎兄河嶋孫四郎清政
右カヒナ射疵、同中間与一次郎右
ウテ射疵、於二周防国阿弥陀寺四月
十日合戦一、若党孫六打死、中間
藤三郎打死、令二実検一畢、
元弘三年四月十三日　　沙弥道性（花押）

俣賀村地頭俣賀致義の元弘三年（一三三三）四月二日の長門国国府における合戦、その他の戦いの軍忠の模様を、沙弥道性が確認したことを証明したものである。これは感状（戦功のあった者に与えられる賞状）の基礎になるものである。軍忠状は多く残っているが、軍忠実検状は珍しい。なお、これは長門・周防における元弘の変の模様を伝えるものとして注目すべきものである。

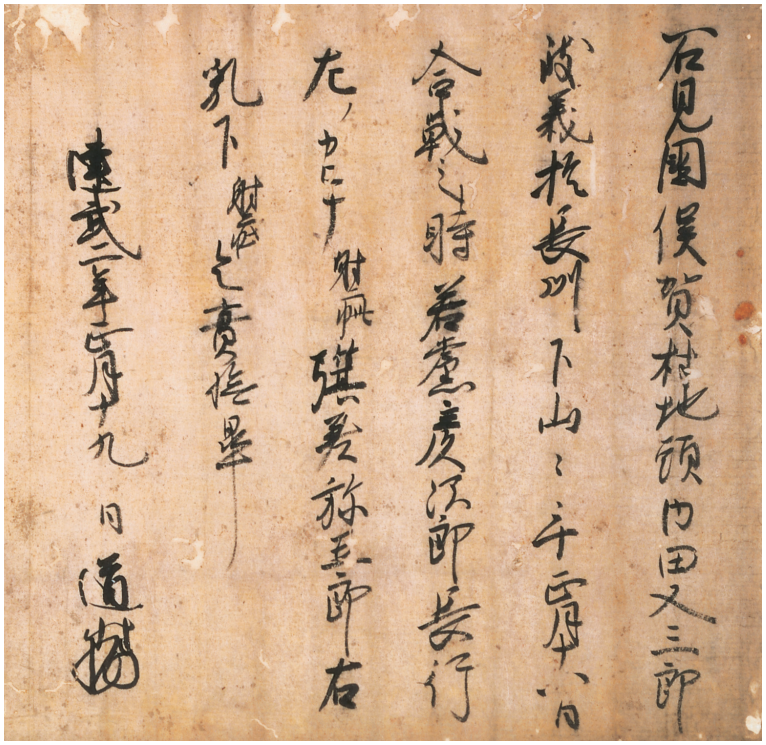

（30.4×31.7cm）

七　沙弥道性軍忠実検状

石見国俣賀村地頭内田又三郎

致義、於二長州下山々手一、正月十八日

合戦之時、若党彦次郎長行

左ノカヒナ射疵、旗差弥五郎右

乳下射疵、令二実検一畢、

建武二年正月十九日　道性（花押）

同じく俣賀村地頭俣賀致義の軍忠を沙弥道性が実際に確認したことを証明する文書である。建武二年（一三三五）正月といえば、建武政権成立後まもなくであるが、すでに長門において鎌倉幕府の長門探題の余党が蜂起している。これはその合戦に関するものである。

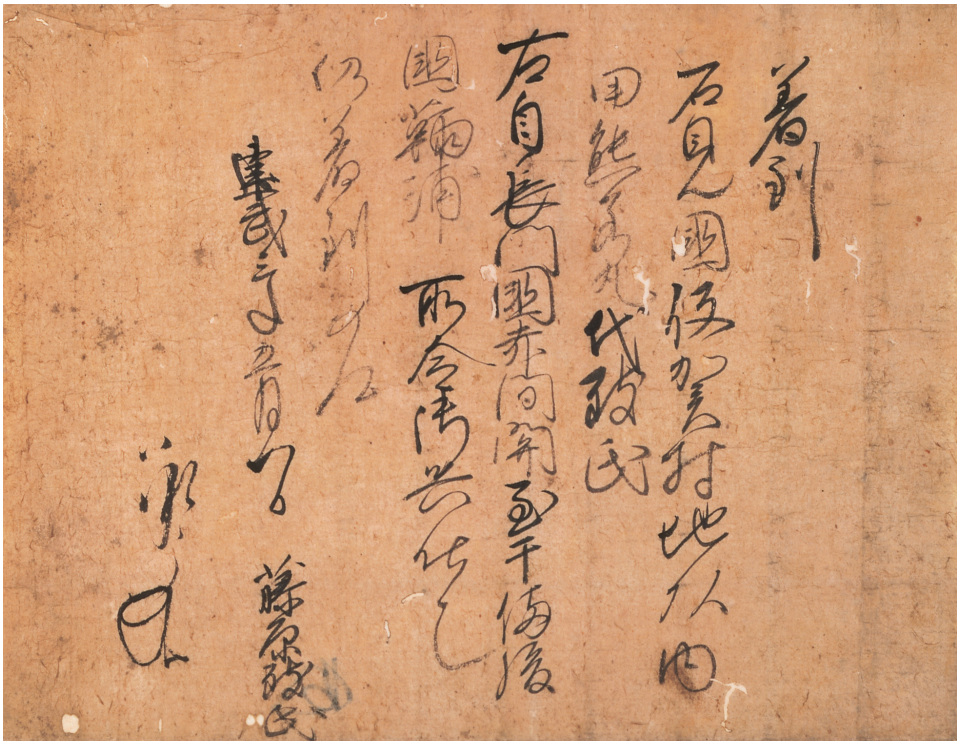

（29.4×38.2cm）

八　高師泰証判俣賀熊若丸代致氏着到状

着到

石見国役賀（俣）村地頭内

田熊若丸代致氏

右、自二長門国赤間関一至二于備後

国鞆浦一、所下令二御共仕一候上也、

仍着到如レ件、

建武三年五月八日　藤原致氏（裏花押）

「承了（高師泰）（花押）」

着到状（ちゃくとうじょう）というのは、軍勢の催促に応じて馳せ参じた旨を記載して、その指揮官の「承了（うけたまわりおわんぬ）」という証明（これを証判という）をもらったものである。ここに証判を加えたのは高師泰で、俣賀熊若丸の代官致氏（むねうじ）が、建武三年（一三三六）の足利尊氏の九州からの東上に参加したことをしる貴重な史料である。なお、俣賀熊若丸に参戦を命じた足利尊氏軍勢催促状が栃木県足利市所蔵文書にみられる。

（29.2×41.5cm）

九　吉見頼隆証判俣賀熊若丸代致氏軍忠状

石見国俣賀村地頭内田熊若丸代官彦九郎
宗氏謹言上
　欲下早馳二参御方一所々合戦軍忠上者下二賜
　御判一備中向後亀鏡上間事
右、奉レ属二于大将軍吉見参河守殿御手一、去
五月廿五日兵庫合戦、弥三郎宗景相伴致二
軍忠一、将又、同六月五日西坂本合戦之時、宗氏
令二分捕一之条、御代官五井太郎右衛門尉見知畢、
同七日御自身無動寺越御向之間御共仕、迄二于
同廿日一、積二夙夜一度々合戦抽二軍忠一之上者、
早下二賜御判一、施二弓箭面目一、弥為レ致二軍忠一、
恐々言上如レ件、
　建武三年六月　日
「承了（吉見頼隆）（花押）」

◆

俣賀熊若丸の代官宗氏（致氏）が、吉見参河守の指揮にしたがって働いた軍忠を記したものである。建武三年五月二五日の湊川の合戦に参加したのをはじめ、尊氏方として多くの戦闘に軍忠をたてた模様がよくわかる貴重な史料である。

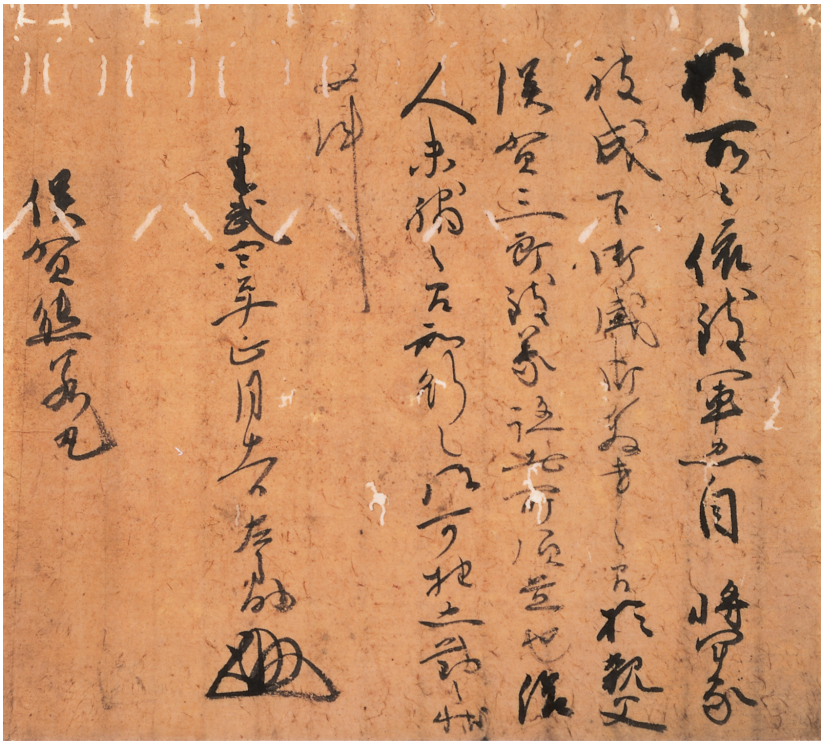

（28.9×32.1cm）

一〇　石見国守護上野頼兼書下

於二所々一依レ致二軍忠一、自二　将軍家一
被レ成二下御感御教書一之間、於二親父
俣賀三郎致□（義カ）跡一者、所二預置一也、給
人未補之間、知行之、弥可レ抽二忠勤一之状
如レ件、

建武四年正月十一日　左馬助（上野頼兼）（花押）

俣賀熊若丸

石見国守護上野頼兼が、各地の合戦で軍忠をつくしたことによって足利尊氏から感状を下された俣賀熊若丸に対して、父致□（義カ）の跡地を預け置くことを伝えた文書である。守護などが直接その命令を伝えたものを書下（かきくだし）という。

（28.5×38.3cm）

一一　石見国守護上野頼兼書下

凶徒等襲来之由、有二
其聞一、誘二高津城一相籠、
各可レ致二軍忠一之状如レ件、
建武四年九月廿五日　左馬助（上野頼兼）（花押）
内田掃部左衛門尉（致義）殿

同じく上野頼兼が、俣賀（内田）致義に同国内高津城に籠城を命じたものである。ここでいう「凶徒」とは、南朝方のことをいうのであろう。これは、いうまでもなく軍勢催促状で、守護としての権限で参戦を命じたものである。

（30.1×41.5cm）

一二　石見国守護上野頼兼証判俣賀致義軍忠状

石見国俣賀村地頭内田掃部左衛門尉
致義謹言上
　欲下早下二賜御一見状一弥抽中軍忠上間事
右、当国高津与次長幸并一族等、於二長野
庄上黒谷一、構二城塁一楯籠候之間、奉レ属二于当
大将軍御手一、去七月四日、押二寄彼城一、已至亭二
于八月廿七日一、致二度々之合戦軍忠一、凶徒等
追落畢、此等之次第、御奉行令二一見一候了、
然者、早下二賜御一見状一、為レ備二後証一、恐々
言上如レ件、
　建武四年九月　日
「承了（花押）」（上野頼兼）

俣賀村地頭俣賀致義が、高津長幸とその一族が立てこもる上黒谷城の攻撃に参加して忠節をつくしたことを上申したものである。戦功の具体的内容が記されている。これをうけて、その時の指揮官であった上野頼兼が証判を加え、後々恩賞にあずかるための証拠としたのである。

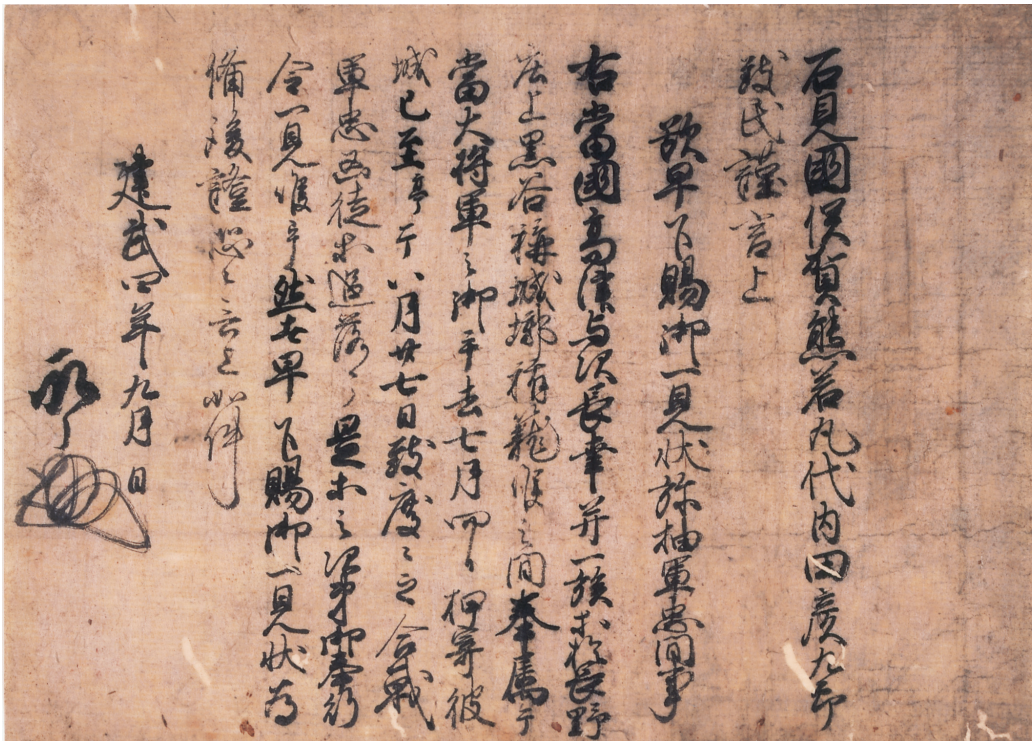

（30.1×41.8cm）

一三　石見国守護上野頼兼証判俣賀熊若丸代俣賀致氏軍忠状

石見国俣賀熊若丸代内田彦九郎
致氏謹言上
　欲下早下二賜御一見状一弥抽中軍忠上間事
右、当国高津与次長幸并一族等、於二長野
庄上黒谷一、構二城塁一楯籠候之間、奉レ属二于
当大将軍之御手一、去七月四日、押二寄彼
城一、已至亭二于八月廿七日一、致二度々之合戦
軍忠一、凶徒等追落候了、是等之次第、御奉行
令二一見一候畢、然者、早下二賜御一見状一、為レ
備二後証一、恐々言上如レ件、
　建武四年九月　日
　（上野頼兼）
「承了（花押）」

一二号文書と同内容のことを俣賀熊若丸（致弘）の代官俣賀致氏が上申した軍忠状である。この二通の文章はもちろん、筆跡も同一である。このように同族のうちで、まったく同じ軍忠状を提出している例は、九州の相良家文書と永池文書にもみられる。

（28.8×41.0cm）

一四　石見国守護上野頼兼書下

高津城墹事、各無沙
汰之処、致二警固一、慇懃之
忠節、尤神妙也、以二此旨一可レ
有二注進一之状、仍執達如レ件、

暦応弐年二月十八日　左馬助（上野頼兼）（花押）

俣賀掃部左衛門尉（致義）殿

俣賀致義が、高津城郭の警固に参加して忠節をつくしたことを上野頼兼が賞したものである。「此旨をもって注進あるべし」というのは、頼兼が幕府に注進して恩賞を賜わる手続きをとるということをいっているのである。

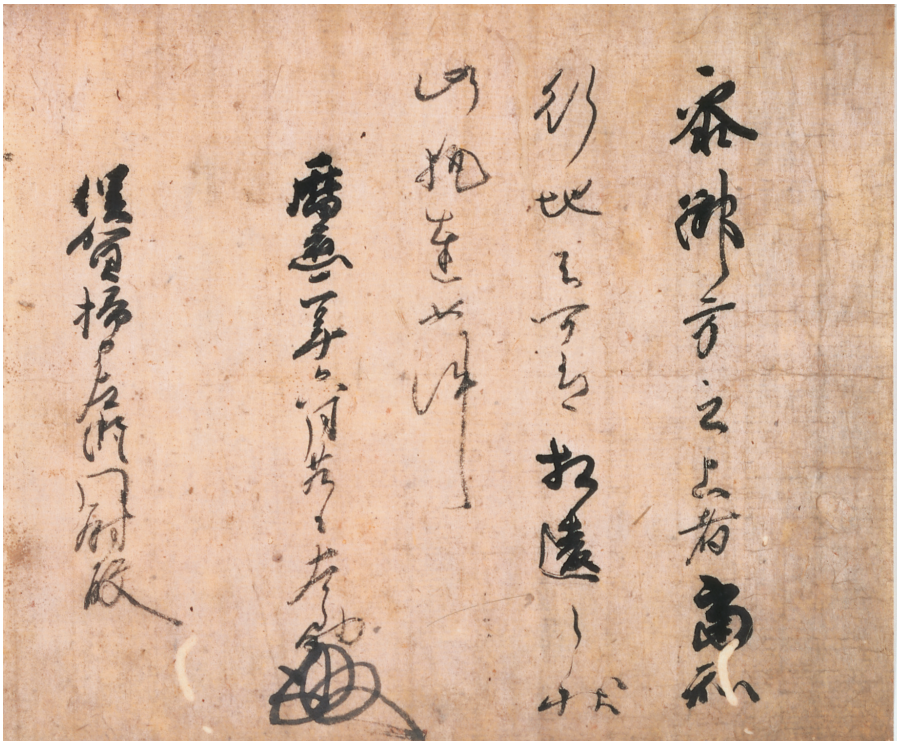

（29.9×35.8cm）

一五　石見国守護上野頼兼書下

参御方之上者、当知
行地不レ可レ有二相違一之状、
仍執達如レ件、
　　暦応二年六月廿九日　左馬助（上野頼兼）（花押）
　　俣賀掃部左衛門（致義）尉殿

上野頼兼が、自軍に馳せ参じた俣賀致義に対して、その知行地を安堵したものである。南北朝期に入って、守護が漸次その領国支配の権限を強化していることがうかがわれる。

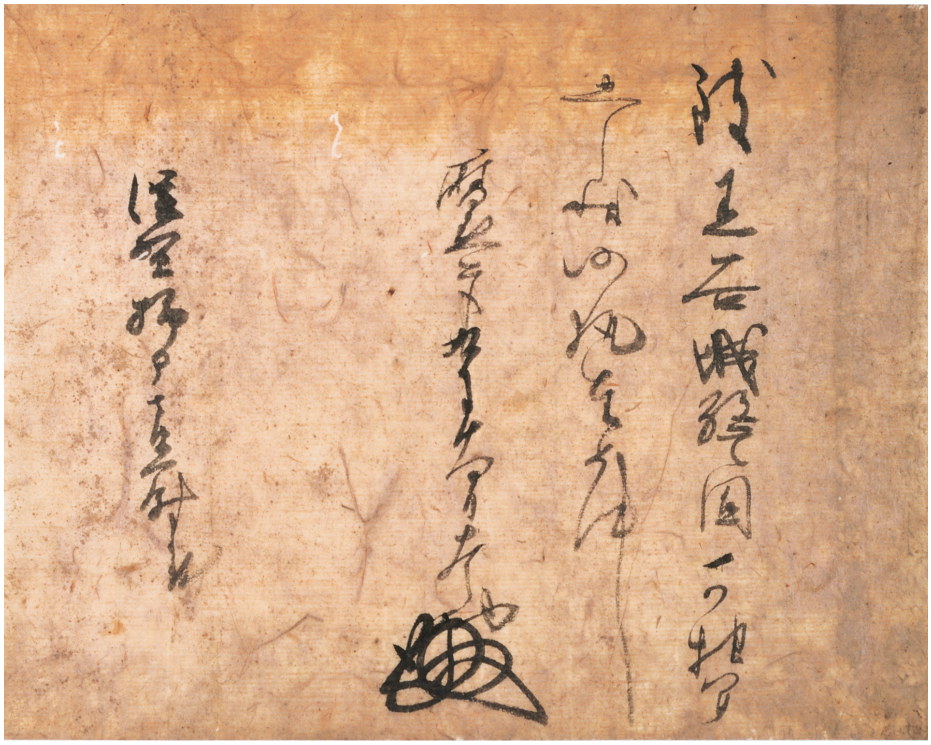

（29.7×37.8cm）

一六　石見国守護上野頼兼書下

致二黒谷城警固一、可レ抽二軍
忠一之状、仍執達如レ件、
　　暦応二年九月十四日　左馬助（上野頼兼）（花押）
　　俣賀掃部左衛門（致義）尉殿

上野頼兼が、俣賀致義に黒谷城の警固を命じたものである。これも内容的には軍勢催促状で、黒谷城は現在島根県益田市の地である。

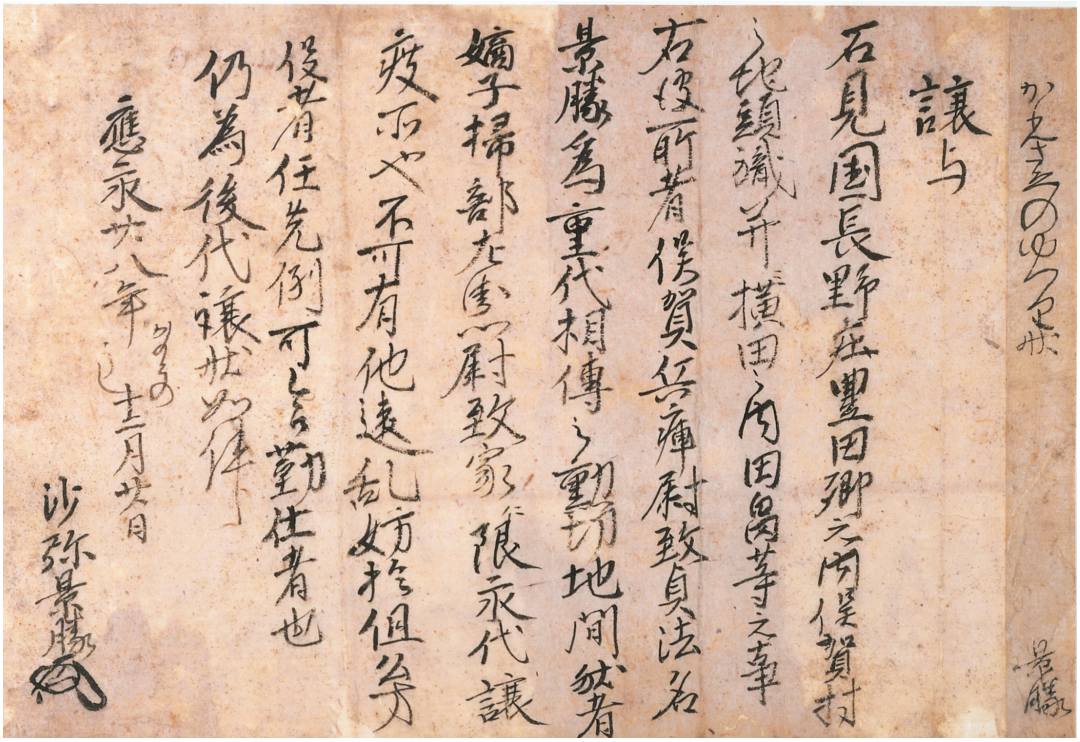

（31.1×45.4cm）

一七　俣賀致貞譲状

（包紙ウワ書）「かもんさえのゆつり状　景勝」

譲与

石見国長野庄豊田郷之内俣賀村

之地頭職并ニ横田之内田畠等之事

右、彼所者、俣賀兵庫尉致貞法名

景勝、為ニ重代相伝之勲功地一間、然者（ママ）

嫡子掃部左衛門尉致家仁、限ニ永代一譲

渡所也、不レ可レ有ニ他違乱妨一、於ニ但公方

役一者、任ニ先例一可レ令ニ勤仕一者也、

仍為ニ後代一譲状如レ件、

応永廿八年（かのとの）（うし）十二月廿日

沙弥景勝（花押）

◆――◆

俣賀致貞（むねさだ）法名景勝が、その所領の俣賀村地頭職并に横田のうち田畠を嫡子掃部左衛門尉致家（むねいえ）に譲り渡した譲状である。さきの俣賀致弘（熊若丸）以降、史料が断片的で致貞と致弘との関係は不明であるが、致弘の子孫と考えてよかろう。

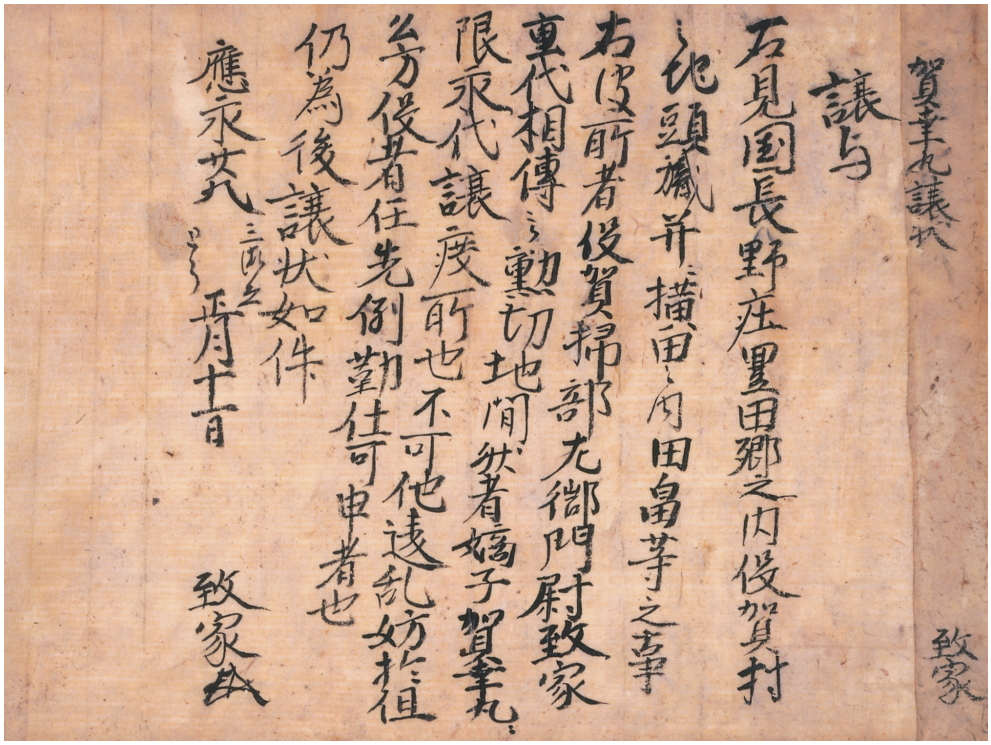

（30.7×44.5cm）

一八　俣賀致家譲状

「賀幸丸譲状　致家」（包紙ウワ書）

譲与

石見国長野庄豊田郷之内俣（俣）賀村

之地頭職并横田之内田畠等之事

右、彼所者、俣（俣）賀掃部左衛門尉致家

重代相伝之勲功地間、然（ママ）者嫡子賀幸丸ニ

限ニ永代一譲渡所也、不レ可ニ他違（有脱カ）乱妨ニ、於ニ但

公方役一者、任ニ先例一勤仕可レ申者也、

仍為ニ後譲状一如レ件、

応永廿九（ミつノえとら）正月十一日　致家（花押）

応永二八年（一四二一）一二月、父致貞から所領の譲りをうけた致家は、翌年正月さっそくそれを嫡子賀幸丸に譲った。次の一九号文書は、それと同時に女子一期分（いちごぶん）については、そのあとを庶子賢幸丸に譲るということを記している。女子はその生存中は所領をもつことができたが、死後は惣領に返付するのが普通であった。これを女子一期分という。

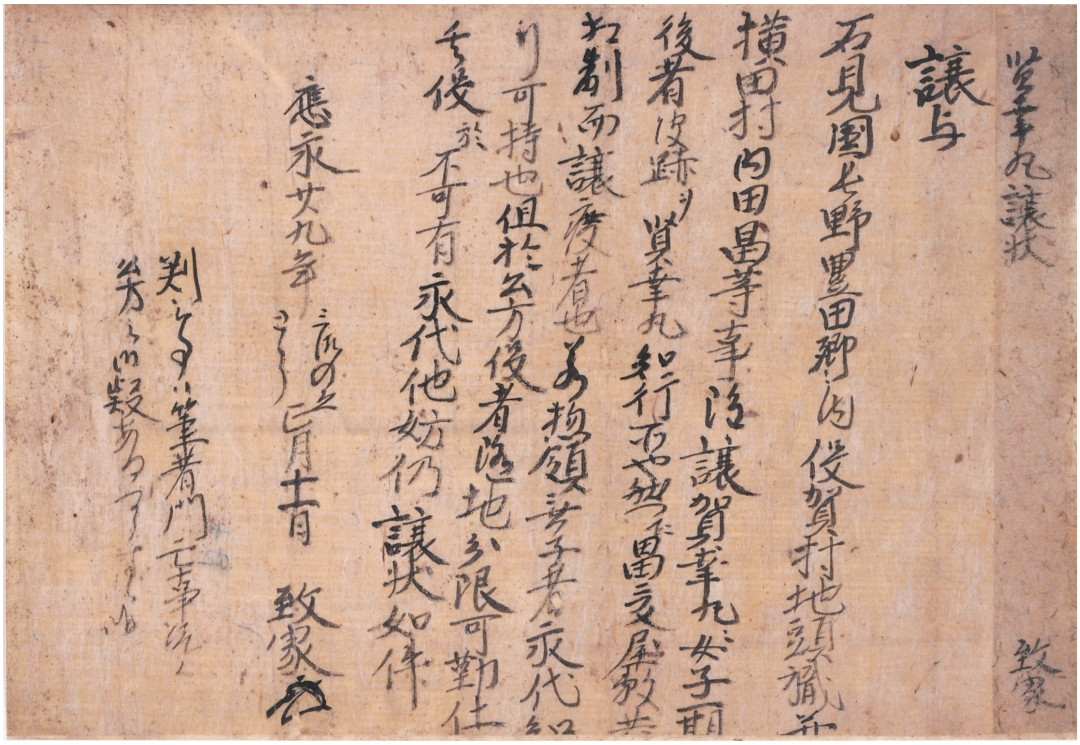

（31.0×41.5cm）

一九　俣賀致家譲状

（包紙ウワ書）「賢幸丸譲状　致家」

譲与

石見国長野豊田郷之内役（俣）賀村地頭職并

横田村内田畠等事、雖レ譲二賀幸丸一、女子一期

後者、彼跡ヲ賢幸丸知行所也、然二畠二反屋敷共

相副而譲渡者也、若惣領二無レ子者、永代知

行可（ママ）レ持也、但於二公方役一者、随二地分限一、可レ勤二仕

其役一、不レ可レ有二永代他妨一、仍譲状如レ件、

応永廿九年（ミつのえとら）正月十一日　　致家（花押）

判之事ハ筆者門（文盲）亡事にて候、

公方之御疑あるへからす候歟

一八号文書と同時に作成されたもので、筆跡はまったく同じである。譲状は本人が書くのが原則であった。おそらく致家の自筆であろう。しかし、花押がいささかちがっているので、この文書の奥に「文盲のため花押は少しちがっておりますが、私のものに間違いありません」と付け加えている。

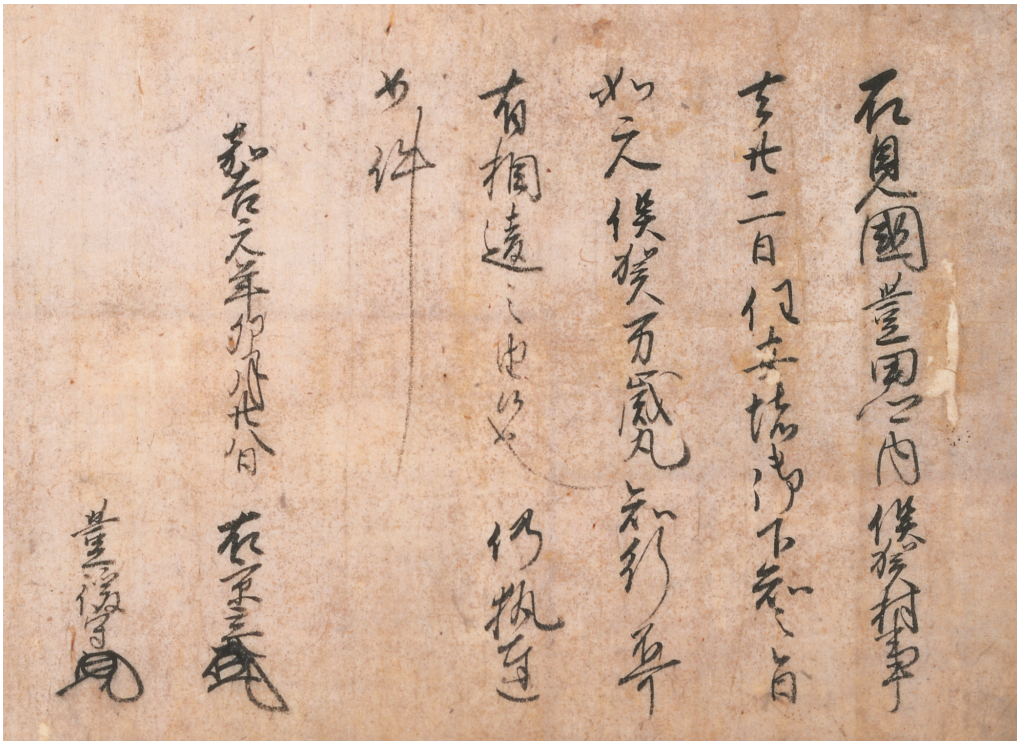

（28.6×39.5cm）

二〇　石見国守護山名氏奉行人連署奉書

石見国豊田郷内俣賀村事、

去廿二日任二安堵御下知之旨一、

如レ元俣賀万歳丸知行、不レ可レ

有二相違一之由候也、仍執達

如レ件、

嘉吉元年卯月廿八日　右京亮（花押）

豊後守（花押）

石見国守護山名氏の奉行人が、嘉吉元年（一四四一）四月二二日の安堵の下知を俣賀万歳丸に伝えたものである。この時の守護は山名熙貴かとも考えられるが、確証はない。ここにいう「安堵の御下知」は、幕府の安堵とも考えられるが、日付の関係で守護のものとするのが適当であろう。

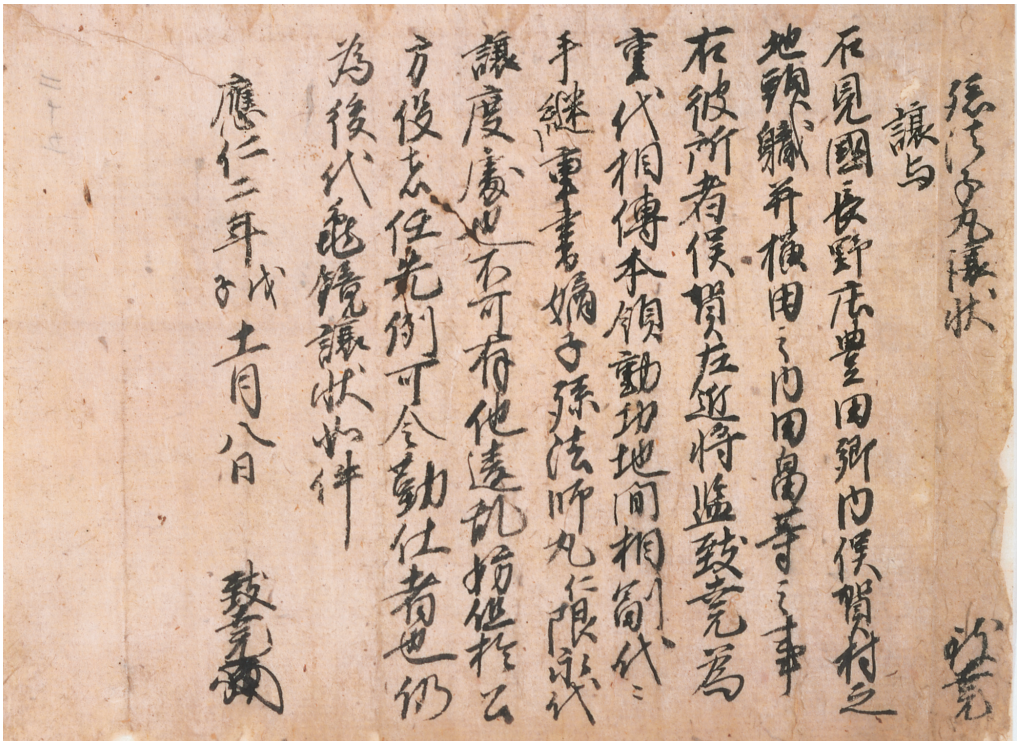

（29.2×39.8cm）

二一　俣賀致堯譲状

「孫法子丸譲状　致堯」（包紙ウワ書）

譲与

石見国長野庄豊田郷内俣賀村之
地頭職并横田之内田畠等之事
右、彼所者俣賀左近将監致堯為
重代相伝本領動功地間、相副代々
手継重書、嫡子孫法師丸限永代
譲度処也、不可有他違乱妨、但於公
方役者、任先例可令勤仕者也、仍
為後代亀鏡譲状如件、

応仁二年戊子十一月八日　致堯（花押）

俣賀致堯が、重代相伝の本領地である俣賀村地頭職并に横田のうちの田畠等を嫡子孫法師丸に譲り渡した譲状である。記載内容は一七・一八号文書とまったくかわらない。この頃、俣賀氏は完全に石見国の一地方豪族として定着していることをしるのである。

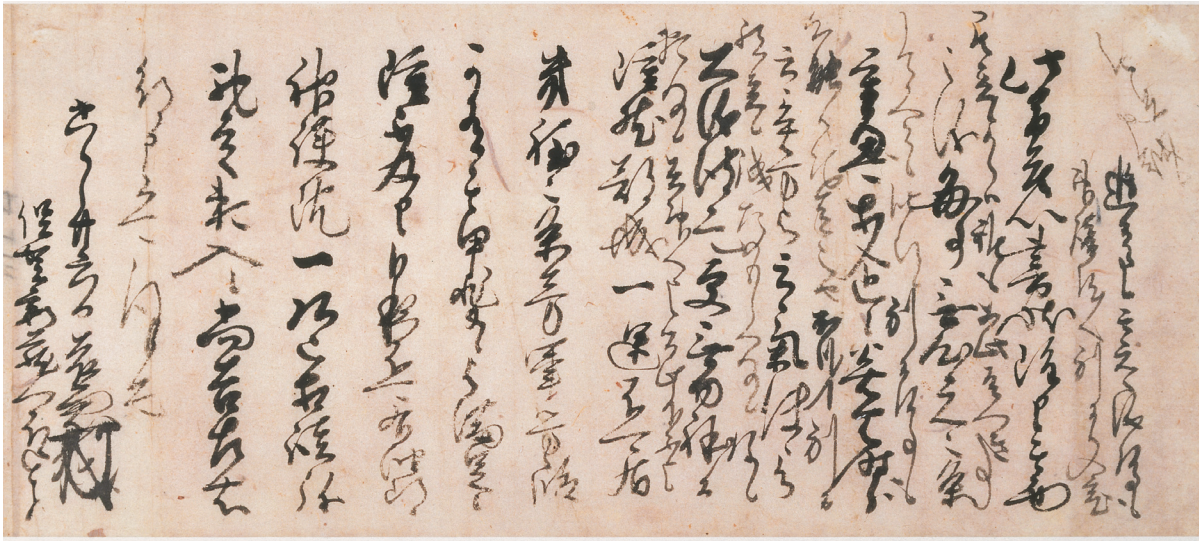

（16.8×38.1cm）

二二　益田藤兼書状

追而申候、其元之儀何事も
神護院へ、別而御入魂
罷立申越候、
罷存候からハ、誰も如レ此有へき事
にて候え共、油断別而何事も
心能て、御馳走之由、御身別而
祝着候、誠たのもしく存候、頼候、
頼存候、矢神へ申候間、此外不レ申候、
此間者、以二書状一雖二申候一、其面
之儀、毎事無二心元一之条、
重畳相企候、炎天時分、
云二辛労与一云二気使与一、
大儀彼是、更無二勿躰一候、
雖レ然都城、一途不レ可レ有二
幾程一之条、旁軍労段、
可レ有二其甲斐一候与満足候、
雖二不レ及レ申候一、日夜不レ可レ有二油断一候、
神護院一阿被二相続一、弥
馳走頼入候、尚吉左右
待申候、恐々謹言、
六月廿六日　藤兼（花押）
俣賀新蔵人殿進之候

益田氏は石見国の豪族で、藤兼は天文一三年（一五四四）家督をついだが、まもなく大内氏は亡び、代って毛利氏に仕えた。俣賀氏はその「上士」として、家臣団のうちでも重きをなした。

俣賀家文書について

上島　有

Ⅰ　石見国御家人内田氏とその支流俣賀氏

俣賀家文書は、石見国（島根県）の豪族俣賀氏の家に伝わった文書である。俣賀氏は、もと遠江国（静岡県）城飼郡内田庄を本拠とする鎌倉御家人内田氏の庶流である。平安時代末・鎌倉時代初期における内田氏についてはその詳細は不明であるが、『源平盛衰記』『吾妻鏡』などには遠江国に内田氏を名乗る武士がいたことが確認できる。内田氏に伝わった江戸時代の写本である「内田系図」には、内田氏は鎌倉時代の仇討ち話で有名な曽我兄弟に討たれた工藤祐経の孫致茂を始祖とする豪族であるとする。ただし、この点については「工藤二階堂系図」（『続群書類従』所収）にはみえず、疑問とする意見もある。いずれにしても、遠江国内田庄には内田氏を称する武士がおり、内田致茂（むねもち）が内田庄下郷地頭職を有していた。これが史料によって確定しうる内田氏の最初の人物である。

承久の乱の翌貞応元年（1222）８月、内田三郎致茂はこの乱の勲功の賞として、石見国貞松・豊田の地頭職を宛行われて、ここにも本拠を構えることになる。これが石見国御家人内田氏のはじまりである。承久の乱後、東国御家人の多くは西国に所領を与えられて、漸次その本拠を移すことになるが、内田氏もそのひとつである。貞松郷は、現在の島根県浜田市周布町付近に想定され、また豊田郷は現在の島根県益田市の一部で、旧豊田村近辺の地にあたる。

致茂には３人の男子があり、嫡男致員には、本拠地の遠江国内田庄下郷地頭職の他、石見国の貞松・豊田地頭職が譲られた。これが、石見内田氏の惣領家となるのである。二男致重にも、同じく石見国豊田地頭職を一部譲られたが、致重のその後の石見国における活動は不明である。そして、その子孫は、いつしか石見国から豊後国（大分県）に移ったものと考えられ、豊後国速見郡広瀬の御家人として「豊後国図田帳」に記載されている。三男致義（幼名弥益丸（いやますまる））は、石見国豊田郷内俣賀（島根県益田市郊外俣賀）・横田（同横田）地頭職を譲られた。これが、石見俣賀氏のはじまりである。内田惣領家は、致茂のあと致員・致直（生仏）がつぎ、致直のあとは朝員（致直の弟致親の子）が養子として致直の家をつぎ、以後致景・致世とうけつがれた。

やがて、元弘・建武の争乱がはじまるが、この頃まで内田惣領家の致景は遠江・駿河で御家人として各地の戦闘に参加していた。しかし、この戦乱の過程で康永元年（1342）以降、内田惣領家は遠江の本拠地であった内田庄下郷の地（高田大屋敷）をすてて石見に移ったものと考えられる。遠江から石見に本拠を移した内田氏は、長野庄内の豊田城を拠点にして御家人として活躍した。かくして南北朝以降、内田惣領家はもっぱら石見の豪族として活発に活動することになる。致景の子致世は、足利直冬に属して石見・安芸・長門に転戦し、これまでの石見の外に安芸・長門にも所領を与えられた。室町・戦国期になると関係史料は少なくなり、内田氏の動向も詳らかではない。そして、石見を中心に威を振るった益田氏と結びつきを深め、やがてその被官化していったものと考えられるのである。

Ⅱ　俣賀氏の独立と南北朝内乱

内田氏の庶子家の俣賀氏は、さきに述べたように致茂の三男弥益丸からはじまる。弥益丸は、成

人して致義を名乗った。致義のあとは致直（惣領家の致直＝生仏とは別人）がついだが、この２代致直の時代になると、所領の支配をめぐって内田惣領家の生仏（致直）・朝員と紛争をおこし、約 20 年にもわたって両者が争い、庶子家としての俣賀氏の独立を強めていった。その模様は、徳治３年（1307）六波羅下知状（本学所蔵俣賀家文書４号）などに詳しくみることができる。致直の子息新三郎致康は父にさきだって亡くなったため、致康の子市熊丸を惣領として致直のあとを相続させた。

元弘・建武の争乱期、俣賀氏には２人の人物が活躍した。１人は俣賀氏の惣領家と考えられる俣賀（内田）又三郎致義であり、もう１人はおそらくその庶子家にあたる俣賀熊若丸（のち致弘）である。この又三郎致義は、正和元年（1312）に円戒から「石見国長野庄豊田郷内横田下村一方并俣賀村一方地頭職」を譲られた市熊丸としてよかろう。そして、致義は元弘３年（1333）４月 13 日沙弥道性軍忠実検状にあらわれるが、これは後醍醐天皇方としての活躍を示すものである。このように俣賀氏も、南北朝という動乱の世にあたって、一在地武士としてではあるが歴史の表舞台に登場するのである。熊若丸とその代官致氏は、建武３年（1336）には足利尊氏にしたがって華々しい活躍をする。いま、これを熊若丸の代官俣賀致氏の着到状・軍忠状などによってみてみることにする。おそらくこの頃、熊若丸はまだ幼少であったので、一族の致氏が熊若丸に代ってこの戦争に参加したのであろう。

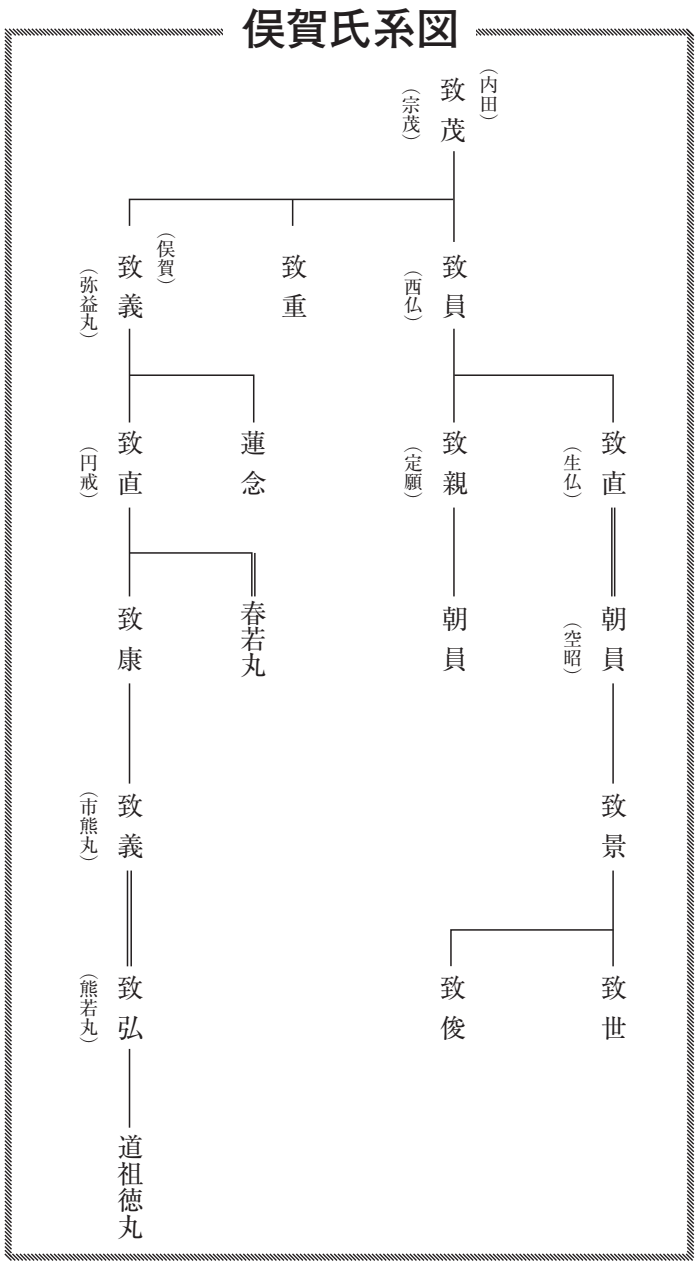

建武３年正月、洛中の戦いに敗れた尊氏は、いったん九州に走る。ここで体勢を立て直した尊氏は、同年４月にはさっそく東上の途につくが、九州滞在中の同年２月 13 日にははやくも俣賀惣領家の又三郎致義に、また東上途中の同５月 13 日には熊若丸に対して

軍勢催促を行っている。しかし、熊若丸の代官致氏はこの軍勢催促状よりは早く、４月はじめには長門国赤間関（現在の下関）に赴いて、尊氏の軍に加わったのである。そして鞆浦を経て、５月 25 日には楠木正成が討死をした湊川の合戦に参加するというように、尊氏にしたがって上洛を果たしたのである。６月５日からは尊氏の軍勢は比叡山の攻撃を開始するが、この時致氏は西坂本（現在の京都市左京区修学院付近）で敵を分捕るという功績を立てた。さらに致氏は、比叡山東塔の無動寺まで攻め上り、同20日まで終始尊氏方として軍忠に励んだのである。この功によって、翌建武４年正月 11 日熊若丸は石見国守護上野頼兼から、「親父俣賀三郎致□跡」の所領を預け置かれている。建武４年以降は、俣賀惣領家の致義、またその庶子家の熊若丸も石見国で守護上野頼兼にしたがって、各地の合戦に参加した。建武４年９月には、致義と熊若丸代致氏との２人が、まったく同文の軍忠状を作成して上野頼兼の証判をもらっている。この２通は同文というだけではなく、その筆跡もまったく同じであることが注目されるのである（本学所蔵俣賀家文書 12･13 号）。これは致義・熊若丸が一族として同一行動をとっていたことを示すものである。この軍忠状によると、その頃俣賀掃部左衛門尉を名乗っていた致義は、「石見国俣賀村地頭」を称している。これに対して、熊若丸はたんに「石見国俣賀熊若丸」と称しており、致義は俣賀惣領家、熊若丸はその庶子家として間違いはない。また康永３年（1344）２月 25 日上野頼兼書下によると、熊若丸は「須古村内名田畠＜尼光阿跡＞」を相続していたことがわかる。尼光阿は円戒後家であるから、熊若丸は、尼光阿－俣賀三郎致□とうけつがれた庶子家の系譜であるといえよう。
しかし、惣領家の掃部左衛門尉致義は暦応３年（1340）８月１日頃に討死をした。そして、熊若丸は同９月 17 日「親父俣賀掃部左衛門尉討死」として、本領を安堵されているから、致義の討死とともに熊若丸は惣領家を相続したものと考えられる。史料の上からは、熊若丸の名乗りは康永３年で終わり、観応２年（1351）からは内田左衛門三郎致弘が登場する。これは熊若丸のこととして間違いはない。

この頃の石見は、北朝・南朝さらには足利直冬の勢力と、三者あい乱れて複雑な様相を呈していたが、致弘はこれを巧みに泳いでいったものと考えられる。致弘は、観応３年８月 12 日と文和２年（1353）４月 22 日の二度にわたって足利義詮から感状をもらっているが、正平６年（1351）10 月８日には南朝からも感状を与えられている。しかも、致弘は南朝からは兵庫允に任ぜられ、正平 17 年には兵庫助に昇進している。貞治４年（1365）４月には「石見国長野庄豊田郷内俣賀村地頭職」「石見国長野庄豊田郷横田下村内俣賀分」の打ち渡しをうけ、同８月になるとそれを嫡子道祖徳丸に譲った。

建武３年４月、俣賀庶子家の一人俣賀熊若丸として歴史上に登場した致弘の一生は、まさに南北朝の内乱に明け暮れた日々であった。建武３年はじめには尊氏にしたがって石見国より長駆京都にはいり、またこの戦乱の過程で俣賀惣領家を併せ、石見国に南朝また足利直冬の勢力が及んでくると南北両朝のバランスをとりながら動乱を乗りきったのであった。室町時代になると、俣賀氏は石見国俣賀村を本拠にした一地方豪族として、益田氏の被官になり活躍したものと思われる。

Ⅲ　俣賀家文書と高田大屋敷遺跡

俣賀氏関係の文書としては、惣領家内田氏に伝わった（A）内田家文書と、庶流俣賀氏に伝わった（B）俣賀家文書の二つがある。このうち（A）内田家文書は、おおよそ三系統の文書にわかれるが、いずれも江戸時代の写本で、その総数96点である。そして、この内田家文書は、原本がすでに失われて、写本の形でしか残っていない。これに対して、（B）俣賀家文書は原文書が現在に伝わっていることが特徴である。これらはすべて永く石見の俣賀家に秘蔵されていて、世にしられるようになったのは昭和40年代で、最近発見された新史料ということができる。

この（B）俣賀家文書は、現在次の4か所に分蔵されている。（1）花園大学所蔵俣賀家文書　ここに紹介する22点の文書である。これは、ほとんどが鎌倉・南北朝時代のもので、俣賀家文書の基幹をなすものといえる。さきに俣賀熊若丸（致弘）の動きを詳しく紹介したが、南北朝動乱期初期の軍事関係の文書が多くみられるのが特徴である。（2）日本大学総合図書館所蔵俣賀家文書　日本大学総合図書館には94点の俣賀家文書が収められている。その多くは南北朝時代以降のもので、これはすでに『日本大学総合図書館所蔵　俣賀文書』（非売品　昭和61年）としてその全容は紹介されている。なお、本書には（A）内田家文書96点も収められており、内田氏・俣賀氏についてしるに便利である。その他、（3）皇学館大学に3点と、（4）栃木県足利市民文化財団に1点の俣賀家文書が所蔵されており、全体として120点にのぼる。そしてこれらは、鎌倉時代から南北朝時代にかけての御家人クラスの武士の具体的な模様をしる数少ない史料として貴重なものである。

この俣賀氏の祖先の地にあたる静岡県小笠郡菊川町下内田水落には高田大屋敷遺跡があり、はやくから重要な遺跡として注目されていた。最近この地区も圃場整備が行われることになり、何度かにわたって発掘調査が行われた。その結果この遺跡は土塁のなかの遺物から、構築された時代は平安時代の終わりから鎌倉時代のものと判定された。そして、この土塁を方形にめぐらし、外側には堀をかまえる（北から東にかけては上小笠川の流路を堀として利用）高田大屋敷遺跡のあり方は、中世地頭御家人クラスの武士の居館跡として典型的なものとして位置付けられたのである。さらに、この遺跡は、保存状態が非常に良いということでも注目されるものである。そして、これは内田家文書・俣賀家文書によって、内田庄下郷に地頭職を有した内田氏の居館と考えて間違いなく、遺跡が直接文献によって裏付けられる貴重な例として注目されるのである。それ故、平成5年（1993）以降、歴史学研究会・日本史研究会などの代表的な学会が、この高田大屋敷を遺跡として保存を求める要望が出されて現在にいたっている。

なお、ここで述べた高田大屋敷遺跡と石見国豊田郷については、大山喬平「荘園制」（『岩波講座　日本通史』第7巻中世1　平成5年）に詳しい関説がある。

[付記] 本稿を草するにあたっては、次の文献を参照した。(1) 大山喬平「遠州御家人内田氏の史的考察－内田家文書と俣賀家文書を中心に－」（菊川町教育委員会『菊川町埋蔵文化財調査報告第25集　高田大屋敷遺跡』平成5年）(2) 鈴木國弘編『日本大学総合図書館所蔵　俣賀文書』（昭和61年）(3) 國守進「石見内田家文書について」（山口県文書館研究紀要1号　昭和47年）